第 百 九号議 案

令 和四 年 度 分のの 都 及 び 特 别 X 並びに 特 別 X 相 耳. 間 0) 財 政 調 整 0) 特 例 13 関 する条例

右 0) 議 案を提 出 する。

令 和五年二月十五

出 者 東 京 都 知事 小 池

提

百 合 子

令 和 兀 年 度 分 0 都 及 び 特別 X 並びに 特別 X 相 互 間 0) 財 政 調 整の特 例 K 関 す ,る条例

中 令 ر ا ا 九、 和 都 四年 及び 七 特 同 度 五九六円」 一 二 円 \_ 表二の 分に限 7別区 並 とあ り、 部 び 七の款 に とある る 同 特 別 表 0) X 1の項中「一五七、 0) は は 0) 相  $\overline{\phantom{a}}$ 部 互 「七、 間 0) 0) 財 款 六四四円」と、 九 1 六一 政 0) 調 項中 整 円 七二九、 に と、 関する条例 三五、 同部五の款2の項中 ○五九円」とあるのは「一八二、三○九、六五九円」 「五、三六七円」とあるのは「六、 九八七 昭 円」とあるのは 和四十三年 「 五 八、 東京都条例第十五号) 「二七、 四九六円」とあるの 〇 五. 一一八円」と読み替えるものとす 兀 円 別表に定 と、 は 同 部三 め と、 る単位 0) 同 款 款 1 費 3 の 用 0) 項 は 項

附 則 る。

0) 条例 は、 公 布 0 H か 5 施 行する。

提 案理 由

令 和四年度 分のの 都 及び 特 别 X 並 び 特 别 X 相 互 間 0) 財 政 調 整 13 0 再算定を行う必要が ある。

九号議 案 令和四 一年度分の都及び特別区並びに 特別区 相互間 0 財政 調 整の特例に関する条例

第

百